



一 犯罪被害者の支援 一

帝塚山大学教授 大久保 純一郎 さん

□犯罪被害を受けると言うこと

「犯罪の被害」をうけると言うのと、とても特別な出来事で、私たちの普通の生活とは全く関係のない世界の話のように思えます。確かに、殺人事件などについては、身のまわりで起こることはなく、とても特別な出来事のように思えます。しかし、犯罪被害者の方のお話をお聞きしていると、被害を受けるまでは何の問題もない普通の方が、突然、犯罪におそわれ被害を受けておられます。つまり、犯罪被害を受けることは、特別で例外的なことではなく、誰もが被害者になる可能性のあることなのです。

そして、犯罪被害を受けることで、ご本人もご家族も、とても苦しい、つらい思いをされています。災害などで被害を受けられた方と同様に、支援やこころのケアが必要になります。出来事によっては、日々の生活がうまくできない状態になってしまうこともあり、生活支援も欠かせません。犯罪被害を受けられた場合、さらに司法的な手続きがあり、事件について何度も思いだし、証言などしなければならぬ状況に追い込まれ、そのことが二次的に被害を拡大することもあります。また、事件によっては報道やその他の関係者からの心ないことばや扱いが、強い二次被害を起こすこともあります。

したがって、犯罪被害を受けられた方やそのご家族は、さまざまな支援やケアを必要とされているとともに、まわりの人々は支援活動だけではなく、二次的な被害を受けられないような配慮を行う必要があります。

□犯罪被害者支援の制度と奈良県の現状

日本における犯罪被害者の方への支援は、1980年に「犯罪被害者等給付金支給法」が成立、2004年には、「犯罪被害者等基本法」が成立し、さまざまな施策が実施されつつあります。奈良県では、2001年には民間のボランティア団体である「なら犯罪被害者支援センター」が設立され、2016年には「奈

良県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。

また、性犯罪被害については、奈良県産婦人科医会となら犯罪被害者支援センターとのあいだで「性犯罪・性暴力被害者の支援に関する協定（SARASAネット）」が締結され、電話相談を中心とした活動をしています。さらに、本年、「奈良県性暴力被害者サポートセンター NARAハート」がワンストップ支援センターとして設立されました。

□奈良県の犯罪被害者支援の現状

そこで、表1に奈良県下での犯罪認知件数と被害者への支援の現状の一端を示しました。支援数はのべ件数ですから、単純な比較は難しいのですが、1) 性的被害の支援が圧倒的に多い、2) 交通被害を受けた方が相談につながる頻度がきわめて少ないことがあげられます。

表1

2017年における奈良県下での犯罪種別 認知件数と支援件数							
	殺人	暴行・ 障害	性的 被害	DV	スト ーカー	交通被害	
						死者	負傷者
奈良県警察での認知件数	16	450	-*1	585	190	40	5678
支援センターでの相談件数	56	64	322	32	72	48	
(同 専門相談件数)	6	10	68	0	5	3	

殺人、暴行・傷害の認知件数は、奈良県警察本部生活安全企画課(2018)による。ストーカーおよびDVの認知件数は、奈良県警察(2018)による。交通死者、負傷者数は、奈良県警察(2018)による。支援センターでの相談件数は、なら犯罪被害者支援センター(2018)による。
*1 性的被害だけの実数は、奈良県警察のウェブページ上では公表されていません。

□今後について

性的被害の支援が圧倒的に多いため、その充実が望まれます。本年、NARAハートが稼働を始めたことは大きな意義があり期待できるところです。また、被害数に比較して支援や相談につながるケースが多いとはいえません。したがって、犯罪被害者（特に交通被害者）の方の支援について、県民の皆さんに広く知っていただくため、今後、啓発活動を充実していく必要があると思われます。